

つくば市空き家等無料相談会に参加しませんか

市内の空き家を所有・管理している方、相続する予定の方、今後自宅が空き家になりそうな方などにご利用いただきたい相談会です。

一組の相談に対して、宅地建物取引士、司法書士、建築士、市職員が対応します。空き家の活用・管理・処分・相続などについて、複数の専門家に相談ができ、客観的なアドバイスが得られますので、ご活用ください。

※業として空き家を管理する方はご参加できません。

■令和3年度の空き家相談会日程（予定）

日程は、新型コロナウイルス感染症や状況の変化に合わせて、変更または中止となる場合があります。その場合は、下記の空き家相談会ホームページにてお知らせします。また、正式な日程については、「広報つくば」もご確認ください。

	実施日	予約期間
第1回	令和3年6月5日（土）	4月26日（月）から5月14日（金）まで
第2回	令和3年8月21日（土）	7月20日（火）から7月30日（金）まで
第3回	令和3年11月27日（土）	10月25日（月）から11月5日（金）まで
第4回	令和4年2月19日（土）	1月17日（月）から1月28日（金）まで

※参加は予約制です（定員は各回先着12組）。

※会場はつくば市役所（つくば市研究学園一丁目1番地1）です。

■申込方法

裏面の予約票に必要事項を記入し、予約期間内に下記の間合せ・申込先までFAX、Eメールまたは郵送にてお申込みください。各回、予約期間初日にほぼ満席となります。予約票を提出される前に、お電話にてお問合せください。

■間合せ・申込先

つくば市 建設部 住宅政策課 空き家対策係
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話：029-883-1111（代表）
FAX：029-868-7642
Eメール：evm060@city.tsukuba.lg.jp
空き家相談会ホームページ：
<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/akiya/1012755.html>

空き家相談会
ホームページ



様式1 つくば市空き家等無料相談会予約票

相談者氏名	住所	電話番号
	〒	

※必ず連絡がとれる番号をご記入ください

1 参加を希望する回の相談会日程を記入し、希望する時間帯に○を付けてください。

日程	年 月 日			
第一希望	13時	14時	15時	16時
第二希望	13時	14時	15時	16時
第三希望	13時	14時	15時	16時
ご都合が合わない時間があれば、ご記入ください。				

2 相談物件の概要をご記入ください。

概要	土地 (所在地)	つくば市			地積	m ²
	建物	階数： 建 延べ床面積： m ²	構造	木造 軽量鉄骨造 その他（ ）	建築年	(明治・大正・昭和・ 平成・令和・西暦) 年
	所有者	(申込者との関係:)				
状況	現在空き家(空き家期間: 年 月)・今後空き家になる可能性がある物件					

3 相談内容をご記入ください。

相談内容 (例：親の空き家を相続することになるが、どうしたらよいか。)

相談時間は一組約40分です。相談内容をまとめたものや空き家の写真・建築関係資料(登記簿謄本、建築確認済証、固定資産税等の納税通知書など)を持参いただくと、相談がスムーズになります。
 なお、ご記入いただいた個人情報は、本相談会に関する予約受付、相談員への連絡のためにのみ利用します。

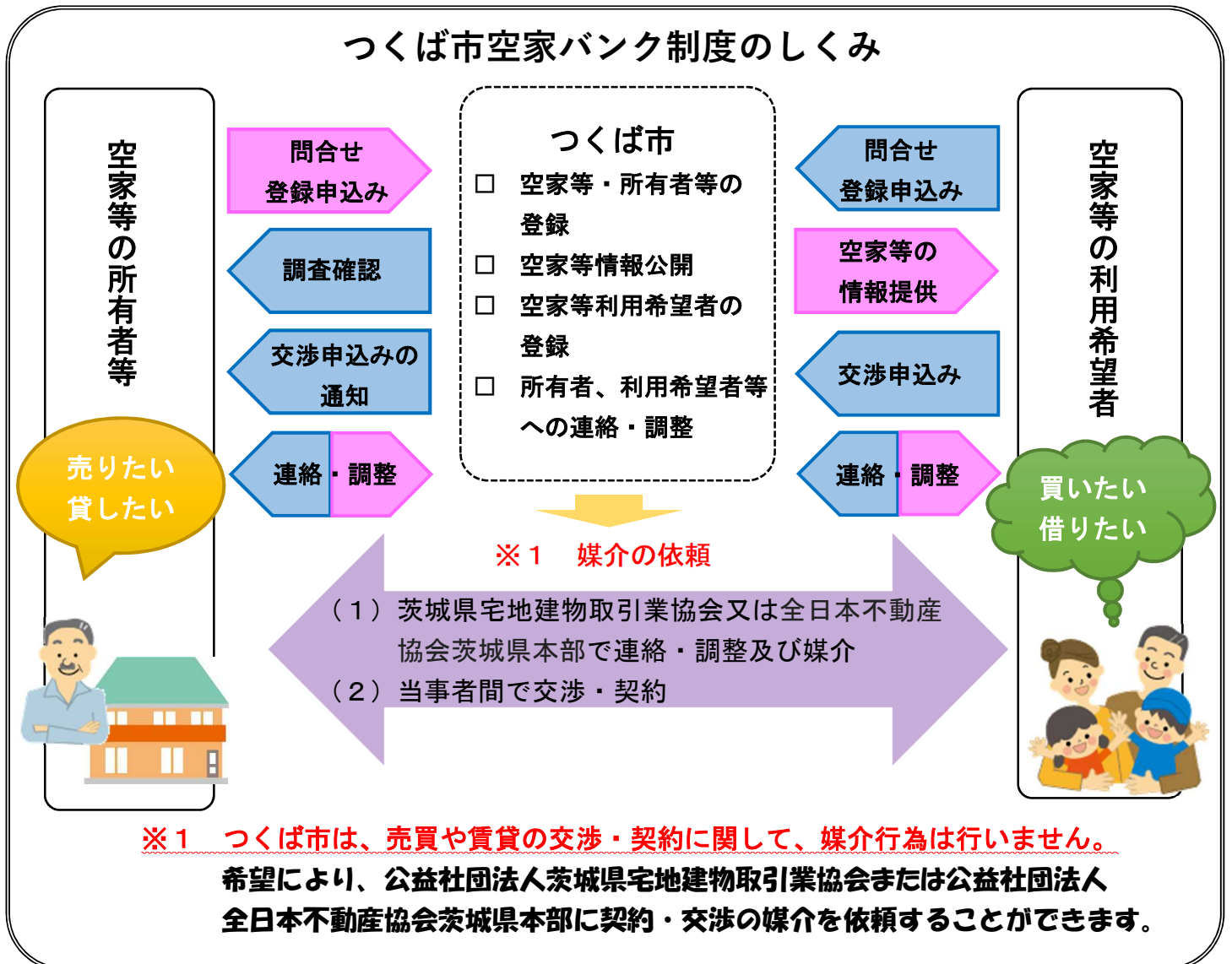
空家を募集しています

市では、市内の空家の有効活用を目的に、空家を「売りたい・貸したい・買いたい・借りたい」方々の橋渡しを行う「つくば市空家バンク制度」を実施しています。空家をそのまま放置しておくことで劣化が進み、景観の悪化や防災・防犯の面でも好ましくない一方、利活用することで地域の活性化につながります。

所有している空家の有効活用をお考えの方は、ぜひご相談ください！

※対象：つくば市内に所有している空家（適正に管理されている物件に限ります）

つくば市空家バンク制度のしくみ



【問合せ先】

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市 建設部 住宅政策課 空き家対策係

TEL：029-883-1111（代表） FAX：029-868-7642

空家バンクホームページ：

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/akiya/1004145.html>

空家バンク

ホームページ



〈裏面に続く〉

令和3年度 つくば市空家活用補助金の御案内

つくば市空家バンクに登録されている物件の所有者と利用登録者との間で売買契約が成立した場合に、物件の改修工事及び家財処分に対して補助金を交付します。ぜひご利用ください。

- 1 内容 (1) 改修工事費補助金 (対象経費の2分の1・上限50万円)
(2) 家財処分費補助金 (対象経費の2分の1・上限10万円)
- 2 補助対象者 (1) 改修工事費補助金：空家バンク登録物件の購入者 (利用登録者)
(2) 家財処分費補助金：空家バンク登録物件を売却した所有者 (登録者)
- 3 申請期間 令和3年(2021年)5月10日(月)から令和3年(2021年)9月30日(木)まで
※改修工事、家財処分を行う2週間以上前までに申請してください。
※申請期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。
- 4 補助要件 補助金申請の前に、つくば市空家バンク制度への利用登録または登録が必要です。
また、対象物件を活用し定住する等の要件を全て満たす必要があります。
詳しくは下記のホームページでご確認ください。
- 5 申請方法 改修工事、家財処分を行う前に、
住宅政策課に御相談の上、お申込みください。
※申請書の様式等はホームページからダウンロードできます。
※家財処分費補助金のみ申請はできません。
(改修工事費補助金とセットで申請することが条件になります)

◎つくば市ホームページ「つくば市空家活用補助金」

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/akiya/1011892.html>

※上記ホームページは5月1日(土)以降に更新されます。

空家補助金
ホームページ



【問合せ先】

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市 建設部 住宅政策課 空き家対策係
TEL: 029-883-1111 (代表) FAX: 029-868-7642
E-mail: evm060@city.tsukuba.lg.jp

令和3年度 つくば市

空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金の御案内

市内の空家を改修して地域交流拠点（集会所、高齢者憩いの広場、みんなの食堂等）として活用する団体に対して、改修費用の一部を補助します。地域交流拠点の開設を検討されている団体は、ぜひご利用ください。

1 対象者（申請団体）

- (1) 区会、NPO 法人等の地域団体
- (2) 改修した空家等を地域交流拠点として1年以上継続して活用することが見込まれること。
- (3) 以前に本制度の補助金を受けていないこと。
- (4) 【空家等を借りる場合】空家等を改修し、地域交流拠点として使用することについて、空家等の所有者（共有の場合は、全ての共有者）の承諾を得ていること。

2 対象となる事業（改修工事）

- (1) 空家等を地域交流拠点として活用するために必要な建築物の改修工事
- (2) 市内に本店、支店または営業所がある事業者に請け負わせて行う工事
- (3) 申請年度の2月末日までに完了する工事

3 補助金額： 対象経費（消費税を含む）の2分の1 （上限額 50万円）

4 対象となる建築物

- (1) つくば市空き家等適正管理条例に規定する管理不全な状態でないこと。
- (2) 建築基準法その他関係法令に違反するものでないこと。
- (3) 耐震性が確保されていること。

5 申請期間 令和3年(2021年)5月10日(月)から令和3年(2021年)11月30日(火)まで

※改修工事を行う2週間以上前までに申請してください。

※申請期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

6 申請方法 改修工事及び申請を行う前に、住宅政策課にご相談ください。

※申請書の様式等は住宅政策課窓口で配布、および5月1日（土）以降に公開される補助金ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市 建設部 住宅政策課 空き家対策係

TEL：029-883-1111（代表） FAX：029-868-7642

Eメール：evm060@city.tsukuba.lg.jp

令和3年度

つくば市安心住宅リフォーム支援補助金の御案内

つくば市では、快適で安全な居住環境の維持向上及び地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム費用の一部を補助します。

この補助金は、申請者が市内に所有し居住する住宅に対して、市内に本店を置く事業者との請負契約により税込み50万円以上のリフォーム工事を行う場合に、工事費用総額の10分の1を補助する制度です（補助額上限10万円）。

交付には、下記1～3の補助対象要件を全て満たす必要があります。

1 対象者（申請者）

- (1) 市内に対象物件を所有し、そこに居住している者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 過去に当該補助金を受けていない者

2 対象となる住宅

- (1) 昭和56年6月1日以後に建築確認を受けた住宅、又は木造住宅耐震診断等により耐震性が確保されていることが証明できる住宅
- (2) 不動産業を営む者又はこれに類する者が所有する住宅ではないもの
※自己の居住のための住宅を除く。
※店舗兼用住宅については、住宅部分のみ
- (3) 過去に共有者が当該補助金を受けてリフォームした住宅ではないもの

3 対象となる事業（リフォーム工事）

- (1) 市内に本店を有し、建設業許可を得ている法人等との請負契約により行うこと
- (2) リフォーム工事費用が税込み50万円以上であること
※他の補助金等の交付を受けようとする経費を除く。
- (3) リフォームが申請年度の末日までに終了する見込みであること

4 補助金額

事業に係る経費に補助率を乗じた額の総額を補助します。

補助対象経費 × 補助率10% ※ただし、上限10万円

(例1) 対象となるリフォーム工事費用が税込み70万円の場合

70万円 × 10% = 補助額7万円

(例2) 対象となるリフォーム工事費用が税込み140万円の場合

140万円 × 10% = 補助額10万円（※上限10万円のため）

- 5 申請期間（予定）：令和3年(2021年)5月中旬頃から令和3年(2021年)11月30日(火)まで
※受付開始日は、「広報つくば」5月号または下記の補助金ホームページ（5月以降）で
ご確認ください。

※リフォーム工事をを行う14日前までに申請してください。

※申請期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

6 申請方法

- ・ 手続の詳細や必要書類等については、下記のホームページをご覧ください。

リフォーム補助金
ホームページ

◎つくば市ホームページ「つくば市安心住宅リフォーム支援補助金」

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/1011855/1011856.html>

※ホームページは5月1日（土）以降に更新されます。

※申請書の様式等はこちらからダウンロードできます（住宅政策課窓口にもあり）。

※「対象工事一覧」や「よくある質問」も上記ページで確認できます。



- ・ 補助金交付決定の前に着手または完了したリフォーム工事は補助の対象となりませんので、
時間に余裕をもって申請してください。

※申請から交付決定までに2週間程度かかります。

【問合せ先】

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市 建設部 住宅政策課

TEL：029-883-1111（代表） FAX：029-868-7642

Eメール：evm060@city.tsukuba.lg.jp